

○関東学院大学 徳永江利子准教授による講義の様子と生徒の感想



講義名：「結婚するには何がある？－結婚の現実と法を比較してみよう－」

☆生徒から講師の先生へのお礼と感想

1年 W.Yさん

このたびは講義を行って頂き、本当にありがとうございました。

今日の講義を通じて、自分の勉強の仕方を見直すきっかけになりました。高校生のうちから「思考力」や「判断力」などを意識してコツコツと学習を進めることが大切だと気付くことができました。また、論理的な考え方を身につけるために、どの教科も偏りなく学習することがとても大切だと改めて痛感しました。この経験を生かして、今後の勉強に生かしていきたいと思います。

今日の講義を受講して、改めて「法律」の奥深さを知ることができました。私は現時点では、法学部を第1志望にしているので、大学でもっと詳しく学びたいと思いました。

大学の講義と同じように、

1. 法律の条文を学ぶ(どのような条文があり、その条文は何をどう定めているかを学ぶ)
2. 法律の解釈適用を学ぶ(条文の内容を読み取って、現実の問題に当てはめる)

という2ステップで講義をして頂きました。また、板書をしてくださったお陰で、難しい法律の条文を分かりやすく学ぶことができました。

最初のステップでは、「民法」の中の家族に関するルール(家族法)の条文を丁寧に解説して頂きました。家族法を学んで、初めて知った結婚に関するルールは、「婚姻意思の存在」(742条)と「届出」(739条)です。

「婚姻意思の存在」の条文の内容としては「社会通念上、夫婦と認められる関係の設定を欲する効果意思」(最高裁判所が決めたもの)ですが、「『常識的に考えて、夫婦とみなされる関係になりたい』と心の底から思っていること」と書いてくださり、意味をしっかりと理解できました。

また、「届出」は結婚の成立を表しており、婚姻届を出すことで結婚が成立するそうです。この条文を学んだ際に驚いた点は2つあります。まず1つ目は、婚姻届は誰でも提出することができ、郵送でも受け付けてもらえるということです。私はカップルが一緒に提出しに行く印象を持っていたので驚きました。2つ目は、婚姻届を提出する理由が、政府が家族関係を把握するためだということです。政府は婚姻届から家族関係を確認し、様々な政策を出していることを初めて知りました。

今日の講義を通じて「法律」を学ぶには語彙力をつけて、自分で解釈する力を持つことが大切だと感じました。日々の勉強で語彙力をつけることや、問題に対して自分で解釈するように意識していきたいと思います。

1年 S.Hさん

今日は講義をしてくださり、有難うございました。今まで知らなかった婚姻、婚姻した後、離婚するときのルールを知り、自分の意見を持つことができました。

今日の講義では、結婚するためのルールと結婚したあとのルールなどを学びました。結婚するためのルールについては知っていることもありましたが、結婚してからのルールは初めて知ったことがたくさんありました。

結婚するためのルールには、明治時代から変わっていないものもあり、2022年に改正されるそうです。私は、民法はその時代に合わせて変化していくのだと感じました。

改正の対象となっていない民法のうち、私が時代に合っていないと感じた民法が2つあります。

1つ目は733条の「再婚禁止期間」です。夫婦が離婚した後に男性はすぐに再婚ができますが、女性は100日経たないと再婚できません。再婚後に子どもが産まれた場合に、子どもの父親が分からなくなってしまうためのものです。しかし、今はDNA鑑定で子どもの父親を特定できるので、不要ではないかと考えました。

2つ目は「夫婦」という表記です。現在日本では同性婚は認められていないため、この表記は仕方がないかもしれませんが、2022年に男女の婚姻できる年齢などが改正されるそうですが、私は同性婚を認めないこと自体が「法の下に平等」という言葉に反していると思います。そのため、同性婚についての民法の改正の方が優先すべきなのではないかと考えました。